

身体的拘束の最小化に関する院長表明

当院では、患者・利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう病院全体で取り組んでいるため、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、原則実施いたしません。

なお、緊急やむを得ない状況（「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を厳格に満たした上で行う）において、患者・利用者本人・ご家族への説明確認を得て、身体的拘束を行う場合もありますが、その場合も患者の様態や介護の見直し等により、身体的拘束の解除に向けて、病院全体で取り組みます。

また、病院長は身体的拘束適正化委員会を中心として、入院患者に関わる職員等が安心して身体的拘束の最小化に取り組むための支援を行い、実効性のある体制整備を進めてまいります。

令和8年8月1日

独立行政法人国立病院機構

宮城病院 病院長